

役員報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、やよい保育園役員の報酬、旅費、慶弔見舞金に関する事項を定め、適正な支出を図ることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員報酬とは定款第17条に基づきおかれる理事及び監事に対する報酬及び、定款第5条に基づきおかれる評議員に対する報酬を言う。

2 報酬等の支給内容については別に定める「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する細則」に定める。

3 各年度の総額については「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する細則」に定める。

(出張命令)

第3条 理事長は保育園運営に必要な役員研修、その他業務の円滑な遂行を図るために、出張命令を発することができる。

(旅費)

第4条 旅費は、合理的な経路により計算した実費とする。ただし、予算の都合により打ち切り旅費を支給することができる。

(タクシー運賃等)

第5条 出張中、タクシー、ハイヤーその他これに準ずる交通機関を利用した場合で、特に法人が必要と認めた場合は、その実費を支給する。

(宿泊料及び日当)

第6条 宿泊料及び日当は次のとおりとする。

宿泊料(上限)	日当(1日当)
12,000円	2,500円(県内) 5,000円(県外)

2 研修会等で宿泊先に指定の場合、その他業務の都合により、所定の宿泊料で不足となる場合で、法人が認めた場合に限りその実費を支給する。

(私用車での出張)

第7条 法人所有以外の自家用車等による出張を命じた場合は、燃料費・車両損料・保険料等を含む車両使用料として、1kmあたり30円支給する。

2 私用車による出張中の車両の損傷・事故にかかる全支出は、すべて自己の負担とする。

(旅費の精算)

第8条 旅費は原則として概算払いとし、帰着後1週間以内に精算を行うものとする。

(役員慶弔見舞金)

第9条 役員慶弔見舞金は次のとおりとする。

(1) 傷病見舞金：理事・監事・評議員 10,000円(10日以上入院の場合)

- (2) 死亡弔慰金：理事・監事・評議員 香典 10,000円と花輪一對又は生花一對
：顧問 香典 10,000円と花輪一對又は生花一對
：相談役 香典 10,000円と花輪一對又は生花一基
- (3) その他：上記の他、理事長が必要と認めた場合

(改廃の手続き)

第10条 本規定の改廃は、理事会の議決を経て行う。

付 則

- 1 この規定は、平成17年12月20日から施行する。
- 2 この規定は、平成21年4月1日から変更施行する。
- 3 この規定は、平成23年5月25日から変更施行する。
- 4 この規定は、平成24年5月25日から変更施行する。
- 5 この規定は、平成25年4月1日から変更施行する。
- 6 この規定は、平成29年4月1日から変更施行する。

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する細則

(主旨)

第1条 この規程は社会福祉法人やよい保育園（以下「本法人」という。）の定款第9条及び定款第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定款等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義が、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第17条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、定款第4条に定める事務所を勤務場所とし週3日以上やよい保育園の業務に従事する役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与、諸手当をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴う旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本法人は、役員及び評議員に報酬等を支給することができる。但し本法人の職員を兼務し職員給与が支給されている役員等は報酬等を支給しない。

- 2 上記に役員については、報酬等を支給する。
- 3 非常勤役員については、理事会及び評議員会の出席等、その都度支給することができる。
- 4 評議員の報酬等については、定款9条に定める金額の範囲内で評議員会の出席等、その都度支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 役員及び評議員の報酬等の額は、次のとおりとする。

(1) 常勤役員

- ア 報酬等は、年間の上限額を1人につき500万円とし、具体的な報酬等金額については別表Iに定める金額とする。
- イ 実施に応じて諸手当を支給することができる。支給額については、職員給与規程の例による。
- ウ 旅費、慶弔見舞金等は、別に定める「役員等報酬規程」による。
- エ 退職手当及びこれに準ずる手当は、支給しない。

(2) 非常勤役員

- ア 報酬等は、理事会に出席した理事・監事に対して役員報酬として1回につき5,000円を支給する。
- イ 理事・監事が理事会以外の日において、法人業務の運営のために業務に当たった場合は、1回につき5,000円を支払うことができる。
- ウ 理事・監事に対して、各年度の総額が1,500,000円を超えない範囲で、報酬等として支給することができる。

(3) 評議員

- ア 報酬等は、評議員会に出席した評議員に対して役員報酬として1回につき5,000円を支給する。
- イ 評議員が評議員会以外の日において、法人業務の運営のために業務に当たった場合は、1回につき5,000円を支払うことができる。
- ウ 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、報酬等として支給することができる。

(4) 評議員選任・解任委員会

- ア 報酬等は、評議員選任・解任委員会に出席した委員に対して役員報酬として1回につき5,000円を支給する。
- イ 委員が、評議員選任・解任委員会以外の日において、法人業務の運営のために業務に当たった場合は、1回につき5,000円を支払うことができる。
- ウ 委員に対して、各年度の総額が100,000円を超えない範囲で、報酬等として支給することができる。

(支給日)

第5条 常勤役員の報酬の支給日は、毎月20日とする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬は、出席等の都度、支給する。なお、理事長（※理事長が非常勤の場合）に対する報酬の支給日は毎月20日とする。但し休日の場合には前日とする。

(費用)

第6条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用について支払うものとし、「役員等報酬規程」に定める。

(公 表)

第7条 この規程をもって、社会福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第21号による改正後の社会福祉法）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(委 任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会及び評議員会の承認を得て、理事長が別途、定めるものとする。

別表 I（常勤の理事の報酬）

役職名	理事長	月額	100,000円
-----	-----	----	----------

報酬の額	理 事	月額	70,000円
------	-----	----	---------

附 則

この規程は平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は平成30年 3月26日から施行する。